

唐代作家新疑年録(10)

——王之渙・賈至・賀知章・韓偓・韓愈・貫休・元結・蘇頌・
孫逖・戴叔倫・張九齡・寶叔向・寶常・寶牟・寶群・寶
鞏・包佶・孟郊・楊巨源・李華（元結・元德秀・孫逖・
蕭穎士）・李季蘭・李頻・李邕・陸羽・柳宗元・梁肅・令
狐楚・盧綸の補訂稿——

植 木 久 行

序

この新疑年録も節目の(10)を迎え、関連のものを含めると、とりあげた作家・詩人の数は、すでに八十名を越している。この十年の歳月のなかで旧稿を補訂すべき新しい成果も、陸続と発表されている。今回は発表済みの拙稿に対する補訂を中心にすえながら、将来、一書にまとめる際の参考資料にしたい。

ただし、以下の三つの事項については、今回は時間と紙幅の関係から後日に譲る。

①蕭穎士の生年について、陳鉄民「蕭穎士繫年考証」（『文史』三十七輯、一九九三年）は、通説よりも十年早い神童三年（七〇七）の生まれとする。この新説は充分検討に値する。②皎然の最晩年の作とされた「寄贈于尚書」は、じつは『全唐文』巻六八八に収める符載の同題の文章と全く同じであり、作品内容と作者の事跡から符載の作と見なすべきことが判明した。このことは賈晋華の労作『皎然年譜』（廈門大学出版社、一九九二年）のなかに論証されており、貞元八年

(七九二以降の没年の範囲を再検討する必要がある。③権徳輿の生年については、呉汝煜が七六一年とする新説を唱えたが、蔣寅(「権徳輿年譜略稿」、同『大曆詩人研究』下編所収)や陶敏(『唐才子伝校箋』第五冊〔補正〕、権徳輿の条)によつて、同じ論拠から従来の説(七五九年)のほうがやはり妥当であるとしたこと、の三点である。

細かな補訂は省略したが、今回の事項だけでも、伝記研究の進展とその問題点の一端が浮かびあがるであろう。

(一九九六年十月五日)

※湖北人民出版社刊『聞一多全集』全十二卷(一九九三年)のなかに、「唐詩人生卒考」や「初唐四傑合譜」が未収であるのは、きわめて残念なことである。

○王之渙(字季凌)——新疑年録(1)

〔補遺〕

李希泌^{きひひ}「王之渙墓誌介紹」⁽¹⁾(『中国史研究』一九八〇年第二期)には、同墓誌石が発見された経緯とその後の行くえについて興味深い話をのせている。⁽²⁾ 執筆者の李希泌は、かつて王之渙墓誌石を所蔵した李根源(一八七九—一九六五)の子である。この紹介文によれば、一九三二年、李根源が抗日国難会議に参加するために洛陽に赴いたとき、たまたま北邙山の唐人墓群の発掘中であつた。そこでさっそく「銀元二千元」で唐代墓誌九十三石を購入して、蘇州に持ち帰つた。王之渙墓誌石は、このうちの一つである。同年の秋九月、その拓片を見た章太炎(名は炳麟、一八六九—一九三六)

は興奮して、「得此石、乃大快也⁽³⁾」と叫んだという。また章太炎は、自ら陳列室にかかげる「曲石精廬藏九十三唐誌室」の扁額を題した。一九三七年、抗日戦争が勃発すると、李根源は略奪されることを恐れ、九十三石のすべてを蘇州郊外に運び、李家の墓地のそばにある小さな池（小王山のふもとの関帝廟の前のそれ）の中に沈めた。新中国成立後、これらの墓誌石は一括して蘇州市文物保管委員会に寄贈され、当委員会はさっそく水中から引きあげて陳列した、とおこの紹介文にも、「王之渙墓誌銘并序」の全文を附す。

ちなみに、この唐墓誌九十三石の墨拓は、一九八六年五月、齐鲁書社が刊行した李希泌編『曲石精廬藏唐墓誌』のなかに影印され、容易に唐代のおもかげに接することができるようになった。李希泌の手になる同書の「前言」には、前述の経緯がほぼ同じく記され、さらに一九八二年当時、王之渙の墓誌石がすでに北京に運ばれ、他の各石は南京に運ばれていることにも言及する。なおこの曲石精廬に蔵した墓誌石の全体については、吉岡真『曲石精廬藏唐墓誌』叙録（『福大史学』46・47合併号、一九八九年）に詳しい。

〔備考〕(2)

李希泌「盛唐詩人王之渙家世与事迹考」（『晋陽学刊』一九八八年第三期）は、王之渙に関する注目すべき論文である。同論文は、まず『千唐誌齋藏誌』に収める王縉（王維の弟）の「唐故文安郡文安県尉太原王府君夫人渤海李氏墓誌銘并序」⁽⁴⁾（天宝七載〔七四八〕の作、八四二番）が、十八歳のとき、王之渙のもとに嫁いてきた夫人（後妻）の墓誌銘であることを論証し、この結果、王之渙の伝記がより詳しくわかるようになった。その墓誌銘には、王之渙の死を「天宝二載、終于文安」という。しかしこの点については、李論文や『唐才子伝校箋』第五冊（補正）王之渙の条（陳尚君執筆）に指摘されるごとく、斬能撰「王之渙墓誌」のほうが正しく、妻の墓誌中の紀年は王之渙の葬年を卒年として誤記した可能性が高い。

ちなみに、「唐才子伝校箋」第五冊(補正)王之渙の条は、王之渙の祖父、王徳表の「大周故瀛州文安県令王府君墓誌銘」(薛稷撰、〇四六二番)と祖母薛氏の「瀛州文安県令王府君周故夫人薛氏墓誌銘」(撰者未詳、〇四三五番)も、同じ「千唐誌齋藏誌」の中に含まれていることを指摘し、王之渙の家系をより詳しく論究する(陳尚君執筆)。

注

- (1) 『中国史研究』一九八一年第一期には、この論文に対する陶志固「《王之渙墓誌》標点質疑」をのせる。
- (2) 『古籍整理出版情况簡報』一六七期(中華書局、一九八六年十二月一日)に収める梁修「曲石精廬藏唐墓誌」にも、簡略な説明が見える。
- (3) 『曲石精廬藏唐墓誌』に附す章太炎の「王之渙誌」跋(一九三二年九月)には、「得此石、乃具詳本末、真大快也」とある。章炳麟(号太炎)は、近代の思想家・学者・散文家として著名。
- (4) 周紹良主編『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、一九九二年)には、「天宝一三四」の条に収める。
- (5) 周紹良主編『唐代墓誌彙編』には、それぞれ「聖曆〇二八」「万歳通天〇一四」の条に収める。ちなみに、王之渙の墓誌は「天宝〇二八」の条に収める。

○賈 至(字幼幾)―新疑年録(1)

(生没年の論拠の補充)

- ② 独孤及「祭賈尚書(至)文」⁽¹⁾、『全唐文』卷三九三に、「維大歴(曆)七年四月二十一日、朝散大夫 檢校尚書 司

封郎中、兼舒州刺史、賜紫金魚袋 独孤及、謹以清酌庶羞之奠、敬祭於故散騎常侍 贈礼部尚書 賈公六兄之靈」とある。これによれば、賈至は遅くとも大曆七年「四月二十一日」以前に没したことがわかる。これと旧稿①の『新唐書』付伝を参照すれば、賈至は大曆七年正月から四月二十一日以前に没したことになる。羅聯添の『独孤及年譜』⁽²⁾は、この祭文によつて四月没と推定するが、それを確認する資料はない。

③同じ「祭賈尚書文」中には、「兄(賈至)有七⁽³⁾年之長、蒙以伯仲相親」ともいう。独孤及の生年は、開元十三年(七二五)に確定できるので、賈至の生年はそれより七年前の開元六年(七一八)のことになり、論拠①に記される享年と没年から逆算した生年の正しさを傍証する。⁽⁵⁾

注

- (1) 『文苑英華』卷九八一や、四部叢刊『毘陵集』卷二〇にも収める。
- (2) 『大陸雜誌』第四十八卷三期(一九七四年)には、「独孤及考証」と題する。いま同『唐代詩文六家年譜』(学海出版社、一九八六年)所収のものによる。
- (3) 『文苑英華』卷九八一(明版)には、「七」を「十」に作り、「集」に「七」に作る」と注する。十は七の形訛。
- (4) 拙稿「唐代作家新疑年録」(3)(弘前大学人文学部『文経論叢』第二十五卷三号、一九九〇年)に収める独孤及の条参照。
- (5) 賈至と独孤及の交遊は、天寶六載(七四七)ごろ、梁宋の地(河南省)で始まったらしい。詳しくは羅聯添の年譜や、趙望秦「独孤及年譜」(『古代文献研究集林』第二集、陝西師範大学出版社、一九九二年)参照。

○賀知章（字季真）⁽¹⁾

〔補遺〕(2)

李燕捷『唐人年寿研究』⁽²⁾は、賀知章は一年遅い天宝四載（七四五）に没した、とする新説を出す（二七八頁）。しかし資料の調査と検討が不十分で、信憑性はない。

また賀知章の有名な「回郷偶書」二首に対して、聞一多「全唐詩弁証」⁽³⁾は晩唐・五代の黃損の作と見なすが、しばらく通説に従う。仮りにこの二首が賀知章の作でないとしても、その生没年の論証には支障がない。ちなみに聞一多「唐文学年表」⁽⁴⁾には、「唐詩大系」では誤っていた生年を、正しく「六五九」とする。

注

- (1) 「述書賦」の原注には「字維摩」とする。
- (2) 文津出版社、一九九四年。
- (3) 湖北人民出版社刊『聞一多全集』7（一九九三年）所収。
- (4) 注(3)の『聞一多全集』10所収。

○韓 偓 (字致堯 一作致光) — 新疑年録(1)

[参 考]

晩唐の「文筆の鳴鳳⁽²⁾」と評された韓偓には、多くの年譜が作られている。筆者の見たものには、①清の震鈞「韓承旨年譜」、②岑仲勉「韓偓南依記」(晩年に限定した一種の年譜)、③孫克寬「韓偓簡譜初稿」(台中・東海大学「図書館学报」五期、一九六三年)、④陳敦貞「唐韓學士偓年譜」、⑤今西凱夫・林貞治「韓偓的初歩考察」に収める「韓偓年譜」(竜紀元年(八八九)以降の年譜)、⑥高文顯「韓冬郎年譜」(同「韓偓」(新文豊出版公司、一九八四年)所収)、⑦霍松林・鄧小軍「韓偓年譜」(上)(中)(下)「陝西師大學報」(哲学社会科学版)一九八八年第三期、同四期、一九八九年第一期)などがある。このうち、①③⑥の年譜は会昌四年(八四四)生年説、⑦は筆者と同じ会昌二年(八四二)生年説、⑤はこの二説を並記、④はその中間の会昌三年生年説である。没年は、②が未詳とするほかはみな、竜徳三年(九二三)没とする。ちなみに、周祖譔・葉之樺^か「韓偓年譜補正」⁽⁴⁾は、現時点で最も詳細な⑦の年譜に対する補正であるが、生没年に関する言及は特にない。

[備 考] (2)

霍松林・鄧小軍「韓偓年譜」(下)は、韓偓詩の題下自注の最も遅い紀年「癸酉の年」をもつ「馭歩」詩に着目している(大意)、

「馭歩」詩以下に編次される諸詩は、同年の冬の作と目される「寄隣莊道侶」までが、同じ癸酉の年(乾化三年)の作である。この後の諸詩の順序が春から秋の作であることから、「初赴期集」詩から「幽独」詩までの九首は、翌

乾化四年甲戌（九一四）の作である。集中の編次はおおむね、乱れているように見えるが乱れてはいない。

この説は臆測の域を出ないが、その九首中には、乾化四年の作が含まれる可能性も無視できない。この指摘はまた、韓偓が乾化四年甲戌までは確実に生存していたことと関連して興味深い。ただ同年譜も、乾化四年を最後に繫年できる詩文はないとする。⁽⁶⁾

注

- (1) 『唐才子伝校箋』巻九、韓偓の条（周祖讓・呉在慶執筆）参照。岑仲勉「補唐代翰林両記」に、「余按偓兄儀字羽光、致光或涉此而訛」（岑仲勉「郎官石柱題名新考訂」〔上海古籍出版社、一九八四年、四三八頁〕）という。
- (2) 『四庫提要』巻一五一、別集類四、「韓内翰別集」の条。
- (3) 孫克寬「詩文述評」（台北・広文書局、一九七〇年）の中に、「韓偓年譜」として再録されたいが、筆者は未見。
- (4) 中国唐代文学会第七屆年会暨國際學術討論会、一九九四年十一月。
- (5) 拙稿「唐代詩人新疑年録」（1）参照。南宋の劉克莊「後村題跋」巻四に収める「跋東園方氏帖 韓致光帖」にいう、「致光自癸亥（九〇三年）去国、至甲戌（九一四）悼亡、十有二年、流落久矣。而乃心唐室、終始不衰。其自書「裴郡君祭文」、首書「甲戌歲」、銜書「前翰林學士承旨、銀青光祿大夫、行尚書戸部侍郎 知制誥、昌黎県開國男、食邑三百戸 韓某」。是年、朱氏纂唐已八年、為乾化四年矣。猶書唐故官、而不用梁年号」と。
- (6) 霍・鄧「韓偓年譜」(下)にいう、甲戌の年は「十国春秋」に記される没年（九二三）までは、まだ九年もあつて、没年の記事の信憑性に疑問も残るが、それをくつがえす証拠もないので今従う、と。

○韓愈(字退之) — 新疑年録(1)

(備考) (増補改定)

生年は、享年から逆算しても、大暦三年生まれとなる。なお北宋の呂大防「韓吏部文公集年譜」、北宋末に成る程俱「韓文公歴官記」、やはり北宋末に成る洪興祖「韓子年譜」、南宋初めの樊汝霖はんじょりん「韓文公年譜」など、一連の古い宋代の年譜類⁽¹⁾においても、生没年に異同はない。

ちなみに、周祖譔主編『中国文学大辞典(唐五代卷)』韓愈の条(吳汝煜執筆)に、その生没を「七六六—八二五」とするが、傍点部の五は四の誤りである。というのは、韓愈の死亡日「十二月二日」は、西暦に換算しても「十二月二十五日」(ユリウス暦)もしくは「十二月二十九日」(グレゴリオ暦)となり、八二四年内に収まるからである。旧暦の十二月は西暦に換算した場合が多いが、やはり細心に調べる必要がある。孫望・郁賢皓主編『唐代文選』(江蘇古籍出版社、一九九四年)に収める「韓文公墓誌銘」(周福昌注釈)に、長慶四年十二月二日を「公元八二五年一月二十五日」とするのも同じ誤りである。そもそもこうした歳末の日を厳密? (杓子定規) に西暦になおすこと自体、古典研究においては不合理で、ほとんど無意味⁽²⁾なのであるが……。

注

- (1) 徐敏霞校輯『韓愈年譜』(中華書局、一九九一年)所収。清の馬日璐輯『韓文類譜』には、呂・程・洪の三種を収める。

(2) 拙稿「唐代詩人生卒年論拠考三題―張九齡・李益・張說―」(早稲田大学『中国文学研究』第十六期、一九九〇年)の張說の条とその注(4)、吳在慶「杜牧卒年再考」(『人文雜誌』一九八三年第五期所収。同「杜牧論稿」(厦門大学出版社、一九九一年)では一〇二―一〇三頁)など参照。

○賈 休 (字德隱) ―新疑年録(1)

〔参考〕

詩僧賈休(俗姓は姜氏)は、五代前蜀永平二年(九二二)の十二月に没した(既述)。西暦(ユリウス暦)によれば、同年十二月一日は、すでに九一三年一月十日である(グレゴリオ暦は五日遅れ)が、許容される慣例として九二二年のままにしておく。

ちなみに、周祖譚主編『中国文学家大辞典(唐五代卷)』賈休の条(賈晋華執筆)は、「八三二生―九二二没」とする。この没年は同書の方針(杓子定規に西暦になおす)に従えば、九一三年とすべきである(凡例六)。筆者は、この方針を不合理と考えて採用しない。

○元結（字次山）——新疑年録(1)

〔生年の論拠の補充〕

楊承祖「元結年譜」(『淡江学報』第二期、一九六二年)は、孫望の新説をうけて、開元七年(七一九)生まれの論拠を新たに二つ加えた。

① 元結の「与呂相公〔誥〕書」(『全唐文』卷三八一)には、「某又三世單貧、年過四十、……自布衣歷官、不十月、官至尚書郎〔水部員外郎のこと〕、向三歲、官未削」とある。元結は乾元二年(七五九)〔の九、十月〕に任官して以来、上元二年(七六一)でちょうど〔あしかけ〕三年である。つまり、この書は上元二年の作であり、旧説の開元十一年(七二二)生まれでは、当時三十九歳、新説の開元七年生まれでは、当時四十三歳となる。文中に「年四十を過ぐ」とあるので、旧説では合わない。

② 元結「別崔曼序」(『全唐文』卷三八二)に、「漫叟〔元結の自称〕年将五十、与时不合、垂三十年、愛惡之声、紛人問。博陵崔曼、惑〔漫〕叟所為、遊而辨之、数月未去。会潭州都督張正言、薦〔崔〕曼為蜀〔属の訛〕邑長、将行、〔漫〕叟謂曰：「とある。張正言とは、張謂〔字正言〕を指す。『全唐文』卷三七五、張謂の「長沙土風碑銘序」に、「巨唐八葉、元聖六載、正言待罪湘東〔長沙のこと〕」(『唐文粹』卷五四には、罪を理に作る)とある。「巨唐八葉」とは、高祖・太宗・高宗・中宗・睿宗・玄宗・肅宗と数えて、代宗まででちょうど八代である(周を樹立した武后を数えないのが唐代の通例)。また「元聖(今上陸下の意)六載」とは、代宗の広徳元年・二年、永泰元年、大暦元年・二年をへて同三年までで、ちょうど六載(六年)である。つまりこの二句は、代宗の大暦三年(七六八)を指す。長沙とは潭州のこと

であり、張謂が潭州刺史であったのは大暦三年ごろとなる。「全唐文」卷四一二と四一一に収める常袞「授張謂太子左庶子制」「授張謂礼部侍郎制」、および近人の嚴耕望「唐僕尚丞郎表」卷十六によれば、張謂は潭州刺史から入朝して太子左庶子となり、さらに礼部侍郎にうつって大暦七・八・九年の貢挙を掌っている（『登科記考』卷十所引「唐語林」）。また『旧唐書』卷十一、代宗紀の大暦四年二月の条に、「辛酉（二十二日）、以湖南都団練觀察使・衡州刺史韋之晋爲潭州刺史」とある。潭州刺史以後の張謂の官歴は明瞭に考えることができ、韋之晋が潭州刺史の後任であることは疑いない。とすれば、張謂が潭州の地を去ったのは、遅くとも大暦四年二月を過ぎることはない。しかも元結は大暦三年の夏、道州刺史をやめ、ついで容管経略使となり、その治所（容州）に到着すると軍務が繁忙で、ほどなく母の死に遭っている。崔曼と「遊びてこれを辨ずること数月」なるひまはないはずである。とすれば、崔曼の来遊は道州刺史在任中のことであろう。つまり序の作成は、おそらく（元結が道州刺史をやめた）大暦三年より遅いことはありえない。新説の開元七年生まれでは、大暦三年（七六八）当時、五十歳である。もし序の作成がこれより早いならば、五十にとかず、「年將に五十にならんとす」の句とまさしく符合する。旧説の開元十一年生まれでは、大暦三年当時、やつと四十六歳であり、（序の作成年代がもっと早ければ、四十五歳以下になって、「年將に五十にならんとす」とはかけはなれる）。序の作成がたとえ（大暦三年より一、二年）遅くとも、「年將に五十にならんとす」の言葉にはふさわしくない。

この楊承祖の説は、孫望説の論拠を補充したものととして高く評価できよう。①の「与呂相公書」の作成年代は、孫望の『元次山年譜』でも、上元二年の作であろうとし、問題となる箇所はほとんどない。②の張謂の事跡に関する考証は、傅璇琮「張謂考」（『唐代詩人叢考』中華書局、一九八〇年所収）のそれとほぼ同じであるが、張謂の「長沙土風碑銘序」は、やはり傳説のごとく代宗の即位した宝応元年（七六二）を含めて、大暦三年ではなく同二年の作と考えて、郁賢皓「唐

刺史考』(後引)の記述とも合致させるべきであろう。ところで楊・傅の二人は潭州刺史韋之晋の前任者を張謂と見なすが、郁賢皓『唐刺史考』四、江南西道・潭州の条には、「崔瓊 永泰元年(七六五)」「張謂 約永泰元年—大曆二(約七六五—七六七)」「陽濟 約大曆二年—四年(約七六七—七六九)」「韋之晋 大曆四年(七六九)」と考証されており、二人の間に陽濟を入れる。この郁説に従えば、元結の「別崔曼序」は遅くとも大曆二年(七六七)以前の作となる。新説(七一九年生)では元結の年齢は四十九歳以前、旧説(七二三年生)では、三十五歳以前となる。文中の「年将五十」に適合するのはもちろん前者であり、後者では不可能となる。要するに、元結の「別崔曼序」は、生年の新説に従って、大曆二年(七六七)、作者四十九歳のときの作と考えるべきであろう。旧説の四十九歳は、死ぬ一年前の大曆六年(七七二)にあたる。その年、元結は歳末近くまで母の喪に服して永州祁陽県(湖南省)の浯溪の自宅にいた。他方、すでに都にいた張謂は同年の冬、太子左庶子から礼部侍郎に転任したばかりであり、もちろん「潭州都督(潭州刺史・本州団練守捉使)⁽⁸⁾張正言」の語とは合わない。

〔補遺〕

元結は唐人選唐詩の一種『篋中集⁽⁹⁾』の編者であり、「春陵行」や「賊退示官吏」などの社会詩で著名。年譜としては孫望『元次山年譜』と楊承祖『元結年譜』の二種が詳細ですぐれる。楊承祖には、さらに孫望や自分の年譜を補訂した「元結年譜弁正」(『淡江学報』第五期、一九六六年所収)があり、有益である。ちなみに、旧説に従う孔徳の「唐元結年譜」(『国立中山大学文学院研究所集刊』第一冊、一九四八年所収)は、孫望・楊承祖のそれに較べて数段劣っている。

- (1) 孫望編校『元次山集』卷七(世界書局刊『新校元次山集』による)所収。
- (2) 孫望編校『元次山集』卷十、『文苑英華』卷七三四所収。
- (3) 聞一多『岑嘉州繫年考証』注43も同じであるが、代宗の即位した宝応元年を含めて、大暦二年までと考えるべきであろう(後述)。
- (4) 楊承祖『元結年譜』に付す「元次山作品年表」には、大暦二年の条に「？」の記号をつけて入れる。孫望『元次山年譜』では、もちろん新説に従って四十九歳のとき、つまり大暦二年の条にかける。
- (5) 「向三歳、猶言將近三年、惟美未及三年。今按公自上元元年為水部員外郎、至此方二年、故書云『向三歳』也」とある。ちなみに、孔徳『唐元結年譜』も上元二年作とする。
- (6) 孫望・郁賢皓主編『唐代文選』(江蘇古籍出版社、一九九四年)に収める「長沙土風碑銘」(陶敏注釈)も、「六載」は大暦二年(七六七)を指すとする。
- (7) 傅璇琮「張謂考」や嚴耕望『唐僕尚丞郎表』卷十六參照。
- (8) 常袞「授張謂太子左庶子制」(『全唐文』卷四二二)による。ちなみに、陳振孫『直齋書錄解題』卷八には、「長沙土風碑一卷」を著録し、「唐潭州刺史河南張謂撰、前有碑銘」云々という。
- (9) 孫望「篋中集作者事輯」(同『蝸叟雜稿』上海古籍出版社、一九八二年所収)は参照に値する。

○蘇頌(字廷碩)——新疑年録(6)

〔參考〕(2)

郁賢皓「蘇頌事迹考」⁽¹⁾と同「蘇頌年譜」⁽²⁾が出た。特に後者は詩文の系年も行われており、有益である。これによれ

ば、蘇頌の「陳情表」⁽³⁾、「全唐文」巻二五五は、没年（七二七）の六月末の作と推定され、その絶筆と評してよい。また陳鈞「蘇頌其人及其詩」⁽⁴⁾や、陳耀東「唐『蘇頌集』知見録」⁽⁵⁾もあり、研究が急速に進んでいる。

注

- (1) 『唐代文学研究』第三輯、一九九二年。
- (2) 『中国典籍与文化論叢』第二輯、一九九五年。中華書局刊。
- (3) 『文苑英華』巻六〇一所収。
- (4) 『唐代文学研究』第四輯、一九九三年。
- (5) 『文献』一九九四年第一期。

○孫 逖（字未詳）―新疑年録⁽⁴⁾

〔備考〕

『唐才子伝校箋』第五冊（補正）、孫逖の条（陳尚君執筆）には、顯聖二年（七六二）の秋七月に没した「故太常寺主簿孫府君墓誌銘」⁽¹⁾（逖の子、名は未詳。『千唐誌齋藏誌』九一四番）をとりあげていう、

顯聖は史朝義の年号であり、その二年は唐の上元三年（七六二）である。墓誌中に逖のことを「考」⁽²⁾と呼んでいるので、逖はすでに没していることがわかる。『唐才子伝校箋』巻一、孫逖の条（傅璇琮執筆）に上元二年没に定めて

いるのは、正しいであろう（原文は「近是」）。

この指摘は、孫逖が七六二年七月以前に没したことを確認する意味では重要であるが、没年が上元元（二）年のいづれか一方に確定できる論拠にはなりえない。いいかえれば、上元二年没を「是に近し」とはいえないのである。ちなみに、ここでも上元二年の九月、「上元」の年号を去って建子の月（十一月）を歳首としたことに無頓着である。李華の「衢州刺史厅壁記」⁽³⁾に、「元年、建寅月（七六二年の正月）二十一日、左補闕趙郡李華於江州附述」とあるのは、この実例である。なお七六二年の四月以降は宝応元年になるので、前掲の上元三年は宝応元年に訂正すべきである。

〔参 考〕

孫徽撰「唐故朝議郎、前守蓬州刺史、樂安孫府君（謙）墓誌銘」⁽⁴⁾序に、「高祖府君諱逖、英拔間出、年十八、応制擢科、授越州山陰県尉」（咸通九年（八六八）ごろの作）⁽⁵⁾とある。『旧唐書』卷一九〇中の本伝には「開元初、応哲人奇士挙、授山陰尉」とあり、『唐会要』卷七十六、制科挙には、より具体的に「開元元年（七一三）、……哲人奇士逸倫屠鈞科、孫逖及第」とある。開元元年、十八歳のとき、制挙に及第したとすれば、その生年はすでに確定した万歲通天元年生（六九六）と同じ結果になる。ただ前述の制挙は、『冊府元龜』卷六四五、貢挙部や、清の徐松『登科記考』卷五などには、翌開元二年のこととし、若干疑問が残る。⁽⁶⁾

ちなみに、王基倫の「孫逖研究」⁽⁷⁾は、現在のところ、ほとんど唯一の専論であるが、その生卒年の考察は新しい知見に乏しい。

- (1) 周紹良主編『唐代墓誌彙編』題聖〇〇二の条に収める。
 『礼記』曲礼篇下に、「生曰父、曰母、曰妻。死曰考、曰妣、曰嬪、曰嬪」とある。ここは墓誌中の「考諱逖、為中書舍人」云々の語を踏まえる。
- (2) 『全唐文』卷三二六、『文苑英華』卷八〇〇所収。
 注(1)の「殘誌〇一五」に収める。
- (3) 胡可先「唐代墓誌彙編殘誌考」(『文獻』一九九六年第一期所収) 参照。
 『唐才子伝校箋』卷一、孫逖の条(傅璇琮執筆)は、開元二年のこととし、『唐会要』の記事などには全く言及しない。
- (4) 『国立編訳館館刊』第十五卷第一期、一九八六年。ちなみに、その生卒年は約六九六生―七六一没である。
- (5) 『唐才子伝校箋』卷一、孫逖の条(傅璇琮執筆)は、開元二年のこととし、『唐会要』の記事などには全く言及しない。
- (6) 『国立編訳館館刊』第十五卷第一期、一九八六年。ちなみに、その生卒年は約六九六生―七六一没である。

○戴叔倫¹⁾(字幼公、一作次公)―新疑年録(3)

〔論拠の補充〕

- 梁肅「唐故朝散大夫、都督、容州諸州(軍)の詛事、容州刺史、本管経略招討処置使、兼御史中丞、封譙県開国男、賜紫金魚袋 戴公神道碑」に、「正元(貞元)四年七月起家、除都督、容州諸州事、容州刺史、本管経略招討処置使、兼御史中丞。凡歴官十一任、享寿五十八。罷、歳在己巳(貞元五年)六月遭疾、帰全於南海(郡名、広州)清遠県³⁾。先是、有詔移督白帝軍事、書未下而公薨。其明年正月、郗・加護喪、帰於金壇旧塋⁴⁾」とある。

この梁肅の「戴公神道碑」は、蔣寅「梁肅所撰《戴叔倫神道碑》的文献価値」(『文獻』一九九一年第一期所収)のなか

で紹介された金壇文管会（文物保管委員会の略称）所蔵の『重修戴氏宗譜』（民国十六年（一九二七）の陳元培の序をもつ残本）中の逸文⁽⁵⁾である。これによっても、戴叔倫が貞元五年六月没、享年五十八歳であることを再確認できる。

注

- (1) 梁肅の「戴公神道碑」には、「公諱融、字叔倫」という。名を融、字を叔倫とする記述は諸書のそれと異なる。この点に關して、蔣寅の論文は「似乎詩人名与字均皆有所更改」という。
- (2) 体をそこなわずに死ぬ意。
- (3) 後述の蔣寅の年譜・年表は、端州の清遠峽で没したとするが、端州は広州の誤り。そうでなければ、この梁肅の神道碑の「南海の清遠県に帰全す」と矛盾する（清遠県は広州南海郡に属する）。李紳の誤った原注に引きずられた結果である。高木達・植木久行「下孝萱『李紳年譜』補訂（下（1））」（『中国古典研究』第四十号、一九九五年）の注30や、魏嵩山主編『中国古典詩詞地名辞典』（江西教育出版社、一九八九年）七二六頁参照。
- (4) シツ・ホウの二人は、戴叔倫の子。
- (5) 蔣寅『戴叔倫詩集校注』（上海古籍出版社、一九九三年）の「附録三 伝記資料」や、同『大曆詩人研究』下編（中華書局、一九九五年）の「第四章 戴叔倫作品考述」の中にも収められる。なおその校注本に収める「年譜簡編」、それをやや詳しくした「大曆詩人研究」下編所収の「戴叔倫年表」も有益である。

○張九齡（字子寿）——唐代詩人論拠考三題⁽¹⁾

〔傍証の補充〕

③徐浩の「張公神道碑」(前掲)に、「弱冠郷試進士、考功郎沈佺期、尤所激揚、一挙高第」とある。徐松の「登科記考」巻四によれば、張九齡は長安二年(七〇二)、知貢奉沈佺期(考功員外郎在任)のもとで、進士科に及第している。このことは、『唐才子伝校箋』巻一、沈佺期の条(傅璇琮執筆)の官歴によっても確認される。墓誌の六十三歳没説では、この年、張九齡は二十五歳であり、徐浩「碑」の「弱冠郷試進士」と符合する。もし新旧『唐書』の六十八歳没説によれば、年齢はすでに三十歳の而立となり、「弱冠」とはいいたくない。

この論拠は、張明非「張九齡生平事迹考弁」⁽²⁾の説を修正したものである。張論文は数え年で計算せず、「二十四歳では弱冠に符合するが、二十九歳ではほとんど而立に近く、弱冠とはいいたくない」とする。しかし当時の一般的な年齢の数え方(虚歳)によれば、後者はまさしく而立であり、弱冠と呼ぶことは全く不可能になり、六十八歳没説の非がいつそう明瞭になる。ちなみに、六十三歳没説による二十五歳は、弱冠と称しうる範囲内にある。何格恩「張九齡年譜」長安二年、二十五歳の条に、この進士科及第をとりあげていう、「(張)公は時に年二十余、故に『碑』は弱冠を以てこれを称す」と⁽³⁾。

注

- (1) 早稲田大学『中国文学研究』第十六期、一九九〇年所収の拙稿。
- (2) 『唐代文学研究』第三輯、一九九二年。のち張明非「唐音論叢」(広西師範大学出版社、一九九三年)に再録。
- (3) 傍証をもう一つ追加すれば、以下のごとくである。張九齡の『巡属県道中作』詩(『全唐詩』巻四十七)に、「知命且何欲、

所凶唯退耕」とある。本詩は、張九齡が洪州刺史に在任した開元十六く十八年（七二八く七三〇）中の春の作である（楊承祖『唐張子寿先生九齡年譜』開元十八年の条）。知命とは、もちろん『論語』為政篇「五十にして天命を知る」にもとづく「五十歳」を称する言葉。墓誌の六十三歳没説では五十一く三歳、新旧『唐書』の六十八歳没説では五十六く八歳となり、作者の感慨としては前者のほうが穩当である。この指摘はほぼ張明非の前掲論文中に見えるが、数え年の計算をはじめ、論証にやや不備があるので、その要約はしない。ちなみに、劉斯翰校注『曲江集』（広東人民出版社、一九八六年）には、「巡屬県道中作」詩を「此当是開元十六年洪州任上所作」という。この校注書の詩集部分は、何格恩の成果を踏まえた独自の編年構成をなし、題解と注釈を付す（巻末には「張九齡年譜簡編」を収める）。

○寶叔向（字遺直）——新疑年録(6)

〔参考〕

周祖譚主編『中国文学家大辞典（唐五代卷）』⁽¹⁾には、寶叔向（ようしゆくきやう）の生没年を「？—七七九？」とする（賈晋華執筆）。他方、『唐才子伝校箋』第五冊⁽²⁾（補正）は、「寶叔向碑」の「春秋□□二」の欠字を、筆者と同じく「五十二」と推測する。そして「建中初年（建中元年は七八〇）没」とする『校箋』の説（儲仲君執筆）を「従うべし」として、その生年を開元十七年（七二九）と逆算する。この陶敏説は、「七二八生？—七七九没？」とする私見と、生没ともに一年ずつ異なる。しかし論拠に対する熟考が必ずしも充分とはいいがたく、私見のほうが穩当であろう。

〔補考〕

『唐才子伝校箋』第五冊（補正）、寶常の条（陶敏執筆）には、新しい資料として張祐の「勸飲酒」詩、⁽³⁾

焼得硫黄謾学仙 未勝長付酒家錢

寶常不喫齊推棗 却在人間八十年

を引く。そして同母兄弟の兄「寶常」と弟「寶牟」が同じ天宝八載（七四九）の生まれでは具合が悪いとして、褚藏言の寶常伝（『寶氏聯珠集』所収）に記される「享年七十七」は、前掲詩にいう「八十」に近い「七十九」の形訛であり、『旧唐書』寶群伝に付する「年七十」は、「九」の字を脱したものであるう、と。『中国文学家大辞典（唐五代卷）』寶常の条（賈晋華執筆）も、「宝曆元年秋卒、年近八十」と述べて、「七四七？—八二五」（享年七十九歳？）とする。これも陶敏説と同じ論拠資料（前掲詩）にもとづく、全く同様の推測であろう。

他方、李浩「中唐『五寶』生卒年重考」⁽⁴⁾は、執筆者の賈晋華自身が、寶常の生没年を「七五六—八二五」（周勛初主编『唐詩大辞典』⁽⁵⁾）から前掲の「七四七？—八二五」に変更したその「懷疑と推測は頗る道理があるが、文献と版本の論拠に欠け、証拠が不足しており、しかも推算の結果も、わずかな誤りをもつ」と述べる。そして『寶氏聯珠集』のなかの、弟の寶牟伝に「長慶三年（八二三）没とある記述に従って、寶牟の没年の通説（長慶二年）を一年下げ、かくして兄常と弟牟の兄弟間には一歳の差が生じて妥当であるとする。つまり、寶常は「七四九—八二五」、弟の寶牟は「七五〇—八二三」、これが李浩の新説である。

この李説は、①賈晋華の説には、じつは張祐の「飮酒」詩の論拠があることに気づかなかつたこと、②弟の牟の没年の異同―長慶二年と長慶三年の「二」と「三」は、確かに流伝のさい誤りを生じやすいが、韓愈の「寶公(牟)墓誌銘」の「長慶二年」、および同墓誌中の「愈は公(寶牟)より少わかきこと十九歳」によれば、天寶八載(七四九)生、長慶二年没が妥当であることに気づいていない、の二点で説得力を欠く。

他方、陶敏・賈晋華の「七十九歳」享年説も、やはり疑問である。というのは、筆者や李浩の「七十七歳」没説であつても、充分「却て人間に在ること八十、年」(張祐の詩)といえるからである。こうした成数は、他の論拠が全くない場合はともかく、いちおう信頼できる資料が存在するときには、傍証の価値しかもたない。したがつて同母兄弟の「兄と弟が同じ年に生まれた」とする私見は、拙稿の備考(2)にその理由を指摘したごとく、なおゆるぎないと判断される。

ちなみに、陶敏は「常・牟為同母兄弟、群・庠・鞏為繼室袁氏所生」と述べる(補正巻、二〇三頁)が、袁氏は夫人の名であり、繼室のそれは「贈臨汝太君」としかわからない。拙稿の寶群の条の「参考」参照。

○寶群(字丹列)―新疑年録(6)

〔参考〕

寶群の生年を、『中国文学大辞典(唐五代巻)』(賈晋華執筆)や李燕捷『唐年寿研究』⁽⁶⁾は「七六五」とするが、筆者や李浩(前掲論文)のごとく「七六〇」年と考えるべきであらう。

〔補遺〕

『中国文学大辞典（唐五代卷）』（賈晋華執筆）の「七七一一八三〇」は、李浩の「中唐『五竇』生卒年重考」に指摘されるごとく、生年・没年ともに明らかでない誤りである（七六九？—八三二が妥当）。これでは大和五年（八三一）に没した元稹より先に死んだことになり、本文中の「（大和）五年稹卒、鞏北帰、至長安卒、年六十」の記述とも矛盾する。李浩の推測するごとく、単なる誤植かも知れないが、計算上、享年「六十」の点では問題がなく（ただし、享年は正しくは六十三歳と考えるべきであろうが）、執筆者自身の不注意による可能性も高い。

ちなみに、李浩の前掲論文は、『唐才子伝校箋』第二冊（儲仲君執筆）が、竇兄弟にとって、最も基本的な資料と見なしうる『竇氏聯珠集』（四部叢刊三編所収の南宋版等）を調査しなかった「盲点」をついて作成されたものである。いかえれば、五人兄弟の生没年について、この集中に収める唐の褚藏言の著した伝記に拠って再考し、「以期糾正学术界長期沿襲的一些旧説」ものであり、その意欲は充分高く評価できよう。というのは、たとえば李燕捷『唐人年寿研究』の第二章「唐人寿命総表」なども、全くこの資料を使用せず、牟を除く四人の生没年は誤るか、考察がきわめて不十分だからである。ただ李浩の論文は資料調査が必ずしも充分ではなく、『竇氏聯珠集』にのみ頼ろうとする欠点をもつ。詳しくは拙稿⁷⁾参照。

- (1) 中華書局、一九九二年。
中華書局、一九九五年。
- (2) 宋蜀刻本『張承吉文集』卷四、『全唐詩』卷五一。『全唐詩』は軼句の藁を藁に誤まる。ちなみに、陶敏は軼句の「斉推藁」について、こういう、「斉推、斉抗弟、『全唐文』卷七一六収其『靈飛散伝信録』一文、元和七年作、具載其与崔玄亮尋獲靈飛散方及藁力応驗「可立髮鬢髮」事、即所謂「斉推藁」也」と。
- (4) 『文献』（書目文献出版社）一九九六年第二期所収。
- (5) 江蘇人民出版社、一九九〇年。
天津出版社、一九九四年。
- (6) 唐代作家新疑年録(6)（弘前大学人文学部『文経論叢』第二十八卷三号、一九九三年）。
- (7) 『唐代作家新疑年録(6)』（弘前大学人文学部『文経論叢』第二十八卷三号、一九九三年）。

○包 佶（字幼正）―新疑年録(7)

〔生年の論拠考補足〕

『唐才子伝校箋』第五冊（補正）、包佶の条（陶敏執筆）には、ほぼ開元十四年（七二六）に生まれたとする新説が見える（大意）。

① 「包府君（陳）墓誌銘」によれば、包佶は天寶六載（七四七）、弱冠（約二十歳）で進士科に及第した。②包佶の「戲題諸判官厅壁」詩（『全唐詩』卷二〇五）には、「六十老翁無所取、二三君子不相遺」という。「唐才子伝校箋」卷

三、包佶の条（傅璇琮執筆）によれば、貞元元年（七八五）、塩鉄使から入朝して刑部侍郎となり、それ以後、没年まで、包佶の属官に判官はいない。従つて詩の作年は塩鉄使在任中であり、貞元元年三月より早いはずである。仮りに進士科及第時の年齢を二十（弱冠）として計算すれば、玄宗の開元十六年（七二八）に生まれたことになるが、貞元元年当時、わずかに五十八歳である。ましてや包佶は、六年間も塩鉄使に在任し、詩も建中年間（七八〇—三三）に作られたようであり、（穩当ではない）。そこで及第時の年齢をほぼ二十二歳に定めると、比較的合理的になる。包佶はきつと開元十四年（七二六）に生まれ、貞元元年当時、六十歳となり、貞元八年（七九二）に没した。享年はほぼ六十七歳である。

包佶の塩鉄使（江淮〔塩鉄〕水陸運使、汴東水陸運〔兩稅塩鉄〕使など）在任期間を、その「權領」期間をも含めて六年間とするが、正式に就任した建中二年（七八二）十二月以降から貞元元年三月までの、あしかけ五年間と考えておけばよいだろう。⁽¹⁾ つまり包佶詩の作成可能期間は、七八一—七八五年の間となる。

ところで聞一多『唐詩大系』の七三三年（開元十一年）生年説も、じつは前掲の包佶詩にもとづいていたのである（もちろん①の墓誌は知らなかった）。このことは、聞一多『全唐詩人小伝』⁽²⁾ 包佶の条に、「戲題諸判官厅壁」詩を引き、さらに『旧唐書』や『唐会要』中の塩鉄使就任関係の記事を収めていることによつて確かめられる。つまり聞一多は、当該詩を建中三年（七八二）、六十歳の作と考えたのであろう。この場合、進士科及第時の年齢は二十五歳となるが、これも広義の「弱冠」に含めることが可能である。というのは、弱冠で及第したとされる張九齡の場合は二十五歳⁽³⁾、顔真卿の場合は二十六歳⁽⁴⁾であるからである。

要するに、現段階では、生年の論拠となる「弱冠」の意味するところが不明瞭であること、そして作成年代があし

かけ五年間の幅をもち、しかも六十歳前後であればよい成数表現「六十」であつてみれば、とうてい生年を確定することはできない。ただ前掲の二つの論拠①②を総合して考えれば、進士科及第時の年齢二十歳は生年可能範囲の下限（貞元元年当時、五十八歳）とほぼ見なされ、包佶はこの七二八年以前の数年間に生まれたと推測される。陶敏説（七二六？）と聞一多説（七二三）は、いずれもその範囲内にある。ただ聞説のごとく断定する論拠は、現在のところない。この聞説がほぼ生年の上限になりそうである。

注

- (1) 蒋寅「詩人包佶行年考略」や、何汝泉『唐代転運使初探』（西南師範大学出版社、一九八七年）参照。
- (2) 湖北人民出版社刊『聞一多全集』8所収。一九九三年。
- (3) 本稿の張九齡の条参照。
- (4) 『登科記考』巻八、開元二十二年の条参照。

○孟 郊（字東野）——新疑年録(3)

〔備考〕(2)

韓愈の「貞曜先生墓誌銘」に記される孟郊の死亡日「八月己亥（二十五日）」には、少々やつかいなテキスト上の問題がある。『全唐文』巻五六四や東雅堂本『韓昌黎集』巻二九などにも、確かに「八月己亥」に作るが、南宋の淳熙元

年刊『昌黎先生集』⁽¹⁾ 卷二九や、黄丕烈旧蔵の宋版『孟東野詩集』⁽²⁾ の巻末の付録、南宋の魏仲举編『五百家注昌黎文集』 卷二九（文淵閣四庫全書本）などには、いずれも「己亥」を「乙亥」に作る。平岡武夫『唐代の曆』や方詩銘・方小芬編著『中国史曆日中西曆日对照表』⁽³⁾ によれば、乙亥は八月一日である⁽⁴⁾。

この文字の異同に関しては、すでに南宋の朱熹『昌黎先生集考異』卷八に、「己、或作乙。方云、考唐曆、是月無乙亥也」という（四部叢刊『朱文公校昌黎先生集』卷二十九の注も同じ）。これは、南宋の方崧卿『韓集拳正』卷九、「八月己亥」に対して、「杭（北宋の大中祥符年間刻杭本）・蜀（北宋の嘉祐年間刻蜀本）同、考唐曆、為是」を踏まえたものであるが、疑問である。この点に関して、小川環樹編『唐代の詩人―その伝記』⁽⁵⁾ に収める孟郊伝（松村昂執筆）の注二には、

『二十史朔閏表』によると、この月の朔が「乙亥」であるから、方氏のいう意味は、もし本文が「八月乙亥」であれば、「朔」の字をあわせ記すはずだということであろう。

と説明する。しかし編年体の史書などの記述方式とは異なり、朔のときには全て「朔」字をつけるとは限るまい。童第徳『韓愈文選』⁽⁶⁾ に、

是年八月朔（初一日）為丙子、己亥是二十四日。

という。これは清の方成珪『昌黎先生詩文年譜』⁽⁷⁾ の説を踏襲した誤解である（丙子は正しくは八月二日である）。前掲の注「考唐曆、是月無乙亥」によつて、乙亥を七月の末日と考えた結果ではなからうか。「乙」と「己」は字形が類似しており、しばしば混同する。いまその当否を最終的に判断しうる資料を欠くので、問題を提起するにとどめたい。いずれにせよ孟郊は、八月没（一日もしくは二十五日）である。

注

- (1) 国立故宫博物院印行『景印宋本 昌黎先生集』による。
- (2) 大安、一九六七年影印。
- (3) 上海辞書出版社、一九八七年。
- (4) 元和九年(八月)は閏月をもつが、その閏八月には乙亥・己亥はない。
- (5) 大修館書店、一九七五年。
- (6) 人民文学出版社、一九八〇年。
- (7) 同『韓集箋正』所収。また除敏霞校輯『韓愈年譜』(中華書局、一九九一年)に収録される。
- (8) 南宋中期刊『孟東野文集』(残巻、宋蜀刻本唐人集叢刊)には、目錄に「韓愈撰孟郊貞曜先生墓誌」を巻末に収めることを記すが、当該巻はすでに欠けてない。
- (9) ちなみに、華忱之の新編「孟郊年譜」(華忱之・喻字才『孟郊詩集校注』(人民文学出版社、一九九五年)も、単に「己亥」没として問題視しない。

○楊巨源(字景山)―新疑年録(6)

〔没年考の補充〕

『唐才子伝校箋』第五冊(補正)、楊巨源の条(陶敏執筆)は、最晩年に関して注目すべき指摘をする(大意)。

李逢吉の「酬致政楊祭酒見寄」詩(『全唐詩』卷四七三)には、

初還相印罷戎旃 獲守皇居在紫煙

妄比鄴侯功茂爾 每懷疏傳意悠然

応将半俸齋閭里 料入中条訪洞天

十載別離那可道 倍令驚喜見來篇

とある。「旧唐書」卷一六七、李逢吉伝によれば、李逢吉が本詩を作ったのは、きつと「相印を還し、戎旃（軍旗）を罷め」た後で、「皇居を守る」東都留守在任中であろう。それで自らを関中を留守した功績で鄴侯に封ぜられた前漢の蕭何に比し、「功茂爾たる（小さくて見劣りする意）」を恥じたのだ。楊祭酒とは楊巨源のことである。第六句の「中条」は、河中府河東県の南十五里にある山の名（『元和郡県図志』卷十二）。詩中の「楊祭酒」の閭里は河中にあるが、これは楊巨源の事跡と合致する。楊巨源は長慶四年（八二四）、長安を離れて河中に帰った。当時、李逢吉は長安で宰相職にあつた。二人が別れて大和七年（八三三）まで、まさしく「十載の別離」である。楊巨源と李逢吉は友人同士であり、二人の間の唱和詩には楊巨源の「答振武李逢吉判官」「元日呈李逢吉舍人」詩（『全唐詩』卷三三三）がある。長慶年間、楊巨源は国子司業となり、大和四年、まだ河中少尹に在任していた。とすれば、その一二年後、国子祭酒をもって致仕したのは、理になつて自然である。大和七年（八三三）、楊巨源は七十九歳であり、まだ李逢吉に詩を寄つている。その死はきつとこの年か、一二年後のことであるはずだ。

この陶敏説は、かなり説得力をもつ。吳汝煜・胡可先『全唐詩人名考』（江蘇教育出版社、一九九〇年）は、李逢吉詩の「楊祭酒」を国子祭酒となり、のち「転大理卿、檢校工部尚書、兼祭酒、卒」（『新唐書』卷一六〇）の楊敬之に比定する。しかし李逢吉詩は『文苑英華』卷二四五に「奉酬致仕楊祭酒見寄」とも題するように、国子祭酒は致仕官であつて、実授の職事官ではない。しかも楊敬之は虢州弘農（河南省靈宝市付近）の人であり、河中とは無関係である。こ

の意味で陶敏説のほうが妥当である。

ただ陶敏説の結論には、やや不安が残る。李逢吉詩が、その東都留守在任中(大和五年八月〜大和八年三月)の作であることは動かしがたい。この点は、前掲の『全唐詩人名考』もほぼ同じである。しかし詩中の「十載」が文字どおり十年の別れを意味しているかどうかは、きわめて疑問である。楊巨源はおそらく、友人の李逢吉が汴州刺史・宣武軍節度使から自分の住む河中府(山西省永濟県)により近い東都(洛陽)留守に転任したことを知って、久瀆を叙する詩を寄せたのであろう。このことを裏づけるのが、第一句の「初」の字である。この初は「折しも(今しも)……しはじめたばかり」の意であり、「戎旃を罷めて」(宣武軍節度使をやめて)ほどない時の作であることを示唆する。李逢吉が東都留守に就任した大和五年は、長慶四年に別れてから、すでに七年もすぎており、充分「十載の別離」と表現できよう。従って楊巨源の生存を確認できるのは、厳密にいえば拙稿の指摘より一年遅い大和五年の後半までになる。楊巨源は当時すでに七十七歳であり、しかも晩年病弱だったらしいことを考えると、大和五年の終わるか翌六年に没したとしても不思議ではない。

ところで『郡齋讀書志校証』巻十七、楊巨源詩一卷の条に、「大和時、以官、寿、卒」という。この「寿を以て終りて、官に卒するなり」(顔師古注)の記述との矛盾をできるかぎり縮小しようとするれば、大和四年の歳末から同五年の初めごろ、河中少尹だった楊巨源は、国子祭酒をもって致仕し、ほどなく没したのであろう。いいかえれば、大和五年八月以降に李逢吉に寄せた逸詩こそ、ほぼ絶筆に近い幻の作品ということになる。

要するに、楊巨源が大和五年の後半までは生存し、その致仕官が国子祭酒であったことを解明したのは、陶敏のすぐれた功績であるが、楊巨源の死を「大和七年か、その一〜二年後」とする指摘は、そのままでは首肯しがたい。筆者はむしろそれより早い大和五年の末か、同六年中に没した可能性が高いように思われる。しかしやはり現時点では、

より慎重に、楊巨源は大和五年の未以降、大和九年（大和年間最後の年、八三五）以前に没した、と考えておきたい。

注

(1) 致仕官については、李翔「唐代致仕制度初探」（『中国史研究』一九九一年第一期所収）参照。

○李華（字遐叔）——新疑年録(4)

〔没年の論拠の補充〕

(6) 「揚州功曹蕭穎士文集序」⁽¹⁾（『全唐文』卷三一五）には、蕭穎士の子の存が「蘇州常熟県主簿」であつたことを記す。『新唐書』卷二〇二、文芸伝中（蕭穎士の付伝）によれば、大曆三年二月、浙西団練觀察使・蘇州刺史になつた李栖筠^{りせいん}の推薦によつて、蕭存は常熟主簿になつた⁽²⁾。つまり李華のこの作品は、大曆三年二月以後の作となる。

(7) 崔元翰の「右補闕・翰林学士梁君墓誌」⁽³⁾（『全唐文』卷五二三）によれば、梁肅は「年十八」のとき、李華と独孤及から文才を称賛されて有名になつたという。梁肅は「七五三生——七九三没」⁽⁴⁾であるので、その十八歳とは大曆五年（七七〇）のことである。

この指摘は、謝力「李華生平考略」⁽⁵⁾のなかに見え、いづれも参考になる。ただ(7)に関しては大曆五年とすべきところを六年に誤っている。

ちなみに、「ほぼ大曆九年の没」説に関して、若干補足しておきたい。楊承祖「李華繫年考証」⁽⁶⁾は、梁肅の「為常州独孤使君〔及〕祭李員外〔華〕文」に、「吳越追逸、江山阻越、不及婦贈、仍乖執紳」とある句に着目している（大意）、独孤及は大曆九年三月十七日、（李華の没した）常州に刺史として着任した。李華の死は、必ずこれより早い。そうでなければ、きつと「婦贈執紳（喪儀を助けるための財物〔乘馬束帛の類〕を婦り、柩を引くつなを手に執る）」できたはずである。とすれば、李華の死は大曆九年の春初か、あるいはさらに早くて八年になる蓋然性が高い。傾聴すべき説である。この意味で前掲の謝力論文が大曆九年の「四五月間」の死とするのは穩当ではない。

〔補遺〕

小野四平「唐代古文の源流―開元・天寶期を中心に―」⁽⁸⁾には、李華の文章には大曆二年からあとの年次を記したものが無い、としている。

李峴の伝記をつくったあと、まもないころに李華は死んだのかもしれない。なお断定はできないのだけれども、小論では大曆二年の終りごろに李華は死去したものと考えておくことにしたいと考えるゆえんである。

と。これが明らかな誤りであることは、「唐代作家新疑年録」⁽⁴⁾の拙稿参照。小野論文はまたいう、

李華の生年についても、実は何もわかっていない。かりに博学宏詞に挙げられた天寶二年（七四三）に三十歳になつていたとすれば、開元二年（七一四）ごろが李華の生年だったとみることができると。

この説も、同論文に「確かな根拠はない」と述べるごとく、臆測の域を出ない。今日もなお、李華の生年を確定できないが、蕭穎士の生年―開元五年（七一七）に近い、とするのが通説である。⁽⁹⁾

この小野論文は、のちに同「韓愈と柳宗元―唐代古文研究序説―」⁽¹⁰⁾の第一章のI・IIの中に収められ、今後の影響も決して小さくないだろう。それでこの機会に、同論文中に記される文章家の、生没年の妥当性についても言及してお

きたい。ただ梁肅に関してのみは重要な論点を含むので、本稿の梁肅の条に詳しく記した。

〔元結〕

〔元結は〕大曆七年（七七二）に上京したが、その年に病んで死去した。五十歳。これから逆算すると、元結の生年は開元十一年（七二三）となり、あの独孤及よりも二年先輩ということになる。

この小野説は、元結の享年と生年の二点で誤る。元結は大曆七年、五十四歳で没し、その生年は逆算して開元七年（七一九）となる。拙稿の「唐代詩人新疑年録」(1)や、本稿の元結の条参照。したがって独孤及より六年先輩なのである。

〔元徳秀〕

小野論文には、天宝十二載に没したと記す李華の「元魯山墓碣銘」を引いたあと、

旧唐書の元徳秀伝には「天宝十三年に卒す。時に年五十九」とあって、一年のズレが認められる。いまは李華の文章に従うのが妥当と考えられるので、これから逆算して元徳秀の生年は武后の天冊万歳（六九五）となる。

という。しかし天宝十三載のほうが妥当なのである。くわしくは拙稿「唐代作家新疑年録」(4)参照。

〔孫逖〕

「孫逖の生卒年は確定できない。しかし、ある程度の推測はできる」として『旧唐書』の本伝を引いたのちいう、

十五歳の少年・孫逖が（雍州長史の）崔日用を駭然とさせたのは、景雲元年（七一〇）か景雲二年（七一一）のころと考えられる。だとすれば、孫逖は武后の万歳通天（六九八）か神功（六九七）に生まれたとみることができると。ここも崔日用の雍州長史在任期間等の考察に一部誤認があり、従ってその結論も正確さを欠く。孫逖の生年は万歳通天元年（六九六）にほぼ確定できることは、拙稿の「唐代作家新疑年録」(4)参照。生年を確認できないために、

享年の範囲は大きくならざるをえない。

上元中とは、肅宗の上元年間（七六〇～七六一）である。だとすれば、彼の死去時の年齢は六十三歳から六十六歳までの間であったことになる。

この小野説の享年は、「六十五、六歳」に縮小できる。

〔蕭穎士〕

没年に関して、李華の「祭蕭穎士文」の日づけ「乾元三年二月十日」に着目していう、

これは、李華の思い違いで、実は「上元元年」だったのであろう。だとすれば蕭穎士が、上元元年（七六〇）に四十四歳で死んだとみるのが、もつとも自然だといえよう。

と。しかしこの説には従いがたい。乾元三年は閏四月まで続き、その後で上元元年と改められたのである。従って、決して作者の「思い違い」ではない。またその没年説も、潘呂棋昌の説と同様に、正確さを欠く。詳しくは拙稿「唐代作家新疑年録」(4)参照。

以上のうち、たとえば元結の生没年に関する正しい説は、孫望の『元次山年譜』（一九五七年刊）などに指摘されて久しいものである。論文が単行本化される際には、『唐才子伝校箋』四冊等を見て、充分改訂できたはずである。近年のめざましい伝記考証の成果にほとんど無頓着であるのは、当該書が長期間にわたって執筆された労作であるだけに、きわめて残念なことである。

注

- (1) 『文苑英華』卷七〇一、『唐文粹』卷九三。
 - (2) 潘呂棋昌「蕭存事蹟与交遊考述」(『唐代文化研討會論文集』文史哲出版社、一九九一年)にも同じく言及される。
 - (3) 『文苑英華』卷九四四。
 - (4) 拙稿「唐代作家新疑年録」(6)参照。
 - (5) 『唐代文学研究』広西師範大学出版社、一九九〇年所収。
 - (6) 『東海学報』三十三卷、一九九二年所収。
 - (7) 羅聯添「独孤及年譜」等参照。
 - (8) 『宮城教育大学紀要』第二十五卷(第一分冊、人文科学・社会科学)一九九〇年所収。
 - (9) 姜光斗「李華・蕭穎土生卒年新考」(『文学遺産』一九九〇年第三期)は、独孤及の「趙郡李公〔華〕中集序」を李華の生存時の作と見なす立場から、李華はおそらく徳宗の建中年間(七八〇―七八三)まで生存したとするが、これは誤りである。
 - (10) 楊承祖「李華繫年考証」参照。
- 汲古書院、一九九五年。

○李季蘭(名は治)―新疑年録(5)

〔生年考の補説〕

聞一多「全唐詩人小伝」⁽¹⁾李季蘭の条には、生年に関する論拠の一端を示すところがある(要約)。

李季蘭の「恩命追入留別広陵故人」(『才調集』卷十)に、「仰愧彈冠上華髮、多慚扞鏡理衰容」という。これは『唐

才子伝』卷二の「天宝間、玄宗聞其詩才、詔赴闕」を指す。詩中の「華髮（白髪まじりの髪、白髪）」や「衰容」などの言葉によれば、李季蘭は天宝年間（七四二―七五六）、ほとんど四、五十歳である。

聞一多「唐詩大系」の「七〇九」生年説によれば、天宝年間は三十四〜四十八歳となる。これは「殆んど四、五十」という推測とは矛盾しないが、生年を「七〇九」に断定する論拠は、依然として未詳である。

いずれにせよ、聞説は明らかな誤解である。というのは、陳文華校注『唐女詩人集三種』の「前言」にも指摘されるように、李季蘭は安史の乱後の肅宗・代宗朝に活躍した、傑出した新詩人たちを収める高仲武撰『中興間気集』⁽³⁾（選詩範圍は至徳元載（七五六）から大曆十四年（七七九）まで）のなかに、その主要な詩をのせていることである。この詩集には、玄宗朝に活躍した詩人を全く含まない。前掲の「恩命追入：」詩は、『中興間気集』には収められてはいないものの、「玄宗、その詩才を聞いて」宮中に召しよせることは、決してありえない。李季蘭の入京は早くとも代宗朝であり、大曆年間の末以降とする説が有力である。⁽⁴⁾

注

- (1) 湖北人民出版社刊『聞一多全集』8所収。一九九三年。
- (2) 上海古籍出版社、一九八四年。陳文華「唐代女詩人考略」（『華東師範大学学報（哲学社会科学版）』一九八二年第一期）にも、同じ指摘がすでに見える。
- (3) 中沢希男「中興間気集考」（『群馬大学紀要（人文科学編）』第十一卷、一九六二年所収）、同「唐人選唐詩考」（『群馬大学教育学部紀要（人文・社会科学）』二二―四、一九七三年）、王運熙「高仲武『中興間気集』述評」（『學術研究』一九九〇年第四期）、王運熙・楊明「隋唐五代文学批評史」（上海古籍出版社、一九九四年）、梁徳林「『中興間気集』的選録標準与中唐

『前期的詩歌風尚』（『唐代文学研究年鑑』一九八八年版の一年論文摘要による）など参照。

- (4) 余嘉錫『四庫提要弁証』卷二四、薛濤李冶詩集二卷の条には、「大曆暮年」のことと推測し、前掲の陳文華の「前言」には大曆年間の未より早いはずはないという、「朱泚之乱在建中四年（七八三）、而季蘭尚留京師、於此亦可推知其入宮時間不会比這早多少」と（陳文華の注②所掲論文も同じ）。蔣寅『大曆詩人研究』上編（三二三頁）は、ほぼ建中の末年のこととする。

○李 頻（字徳新）——新疑年録(7)

〔備考〕(3)

『唐才子伝校箋』第五冊（補正）、李頻の条（陳尚君執筆）には、ほぼ元和十年（八一五）の生まれ、とする新説が見える。その大意は、以下のごとくである。

南宋の陳公亮『嚴州凶経』卷二によれば、建徳の朱池村は、前漢の朱買臣の読書した処と伝えられており、その東の朱太守祠にある碑文は、李頻の撰である。碑石は現存しないが、文は伝わっている。しかしその詞は頗る浅近（卑俗）で、李頻の作品集には収めず、疑わしい、と。

ところでこの碑文中には、「四十当貴、今三十九矣」とあり、これは朱買臣が離縁を求め妻に向かつて語った言葉「我年五十当富貴、今已四十余矣」（『漢書』卷六十四上）を踏まえており、明らかに自らを朱買臣になぞらえつつ、自己の心情を表白したものである。李頻は大中八年（八五四）にようやく進士科に及第した。もし「四十当貴、今三十九矣」の語を自叙と見なし、大中八年及第時の年齢を四十として推算すると、李頻はほぼ憲宗の元和十年（八一

五に生まれたことになる。

この説は、傅璇琮ほか編『唐五代人物伝記資料綜合索引』では検索できない新資料の紹介、という点ではいささか有益であるが、李頻の生年説の論拠としては臆測の域を出ない。陳公亮自身も「浅近」な表現で、本集にも未収のため、李頻の作かどうか疑問とする。仮りにこの碑文が李頻自身のものであることが確認されたとしても、作品が進士科及第の前か後かで、その言葉の意味するところは大きく変わる。及第前であれば、単なる希望的観測かも知れない。たとえ及第後の作としても、不遇な官歴の実態を考えれば、その発言は自尊心の屈折した表われとして、ますます怪しくなる。現時点では、ほとんど確証に乏しいと評してよい。

○李 邕（字太和）―新疑年録(3)

〔備考の補充〕

羅根沢『李邕墓誌銘』跋尾（『函書月刊』第二卷第六期、一九四三年⁽¹⁾）にも、すでに「銘序称『年七十三』、可正『新唐書』之謬、可補『旧唐書』之闕」という。李燕捷『唐人年寿研究』⁽²⁾は、文中に六十七歳の作と明記する「辞官帰滑州表」⁽³⁾（『全唐文』卷二六一）が、開元二十九年（七四一）か、翌天宝元年（七四二）の作であることを考証する。そして天宝六載の死亡時、李邕は七十三歳か七十二歳となり、『新唐書』本伝に記す「七十」ではないことを論証し、改めて「墓誌」⁽⁴⁾の信憑性を確認した⁽⁵⁾。その考証は、郁賢皓『唐刺史考』^(二)の卷五七（滑州）や卷七四（淄州）の条を参照しても妥当である。聞一多『唐文学年表』⁽⁶⁾が誤った旧説にもとづくのはやむをえないが、周祖譔主編『中国文学

家大辞典（唐五代卷）』（金涛声執筆）が依然として誤りを踏襲するのは全く理解できない。

〔補遺の補充〕

周紹良「唐誌叢考」⁽⁷⁾に収める「李邕墓誌」や、陳尚君「新唐書・宰相世系表」訂補二則⁽⁸⁾に収める「江夏李氏世系訂補」、笈文生「李邕伝」⁽⁹⁾も参照に値する。

注

- (1) いま『羅根沢古典文学論文集』（上海古籍出版社、一九八五年）所収のものによる。
- (2) 文津出版社、一九九四年。
- (3) 『文苑英華』巻五八〇と六〇一に収め、後者は「辞上滑州刺史陳情表」（宋版）と題する。
- (4) 周紹良主編『唐代墓誌彙編』には「大曆〇〇九」の条に収める。
- (5) 李燕捷は、最終的には「墓誌」を参照して、開元二十九年の作と見なす。
- (6) 湖北人民出版社刊『聞一多全集』10所収。一九九三年。
- (7) 『中華文史論叢』一九八五年二輯。
- (8) 『中華文史論叢』一九八六年四輯所収。
- (9) 『太田進先生退休記念中国文学論集』一九九五年所収。

○陸羽(字鴻漸)―新疑年録(9)

〔参考〕

蔣寅「陸鴻漸生平考実」⁽¹⁾は参照すべき労作であるが、日本や台湾における『茶経』の著者としての陸羽研究の成果を加えると、さらによくなる。ちなみにその晩年に関して、戴叔倫と陸羽の出会いの場所「清遠峽」を端州にあるとするのは、すでに述べたごとく広州の誤りである。また陸羽の卒年の下限を、孟郊の「送陸暢婦湖州、因憑題故人皎然塔・陸羽墳」詩によつて元和元年とするのも誤り⁽²⁾。それは元和六年の作である(新疑年録(9)参照)。この点は、華忱之・喻学才『孟郊詩集校注』に収める華忱之の新編「孟郊年譜」が、当該詩の系年を元和六年の作に改めていることによつてもわかる。

注

- (1) 蔣寅『大曆詩人研究』下編所収。
 (2) 本稿の戴叔倫の条の注(3)参照。
 (3) 拙稿「唐代作家新疑年録(9)」陸羽の条参照。

○柳宗元（字子厚）―新疑年録(3)

〔備考の補足〕

柳宗元の死亡日に関する二説「十月五日」と「十一月八日」のうち、筆者の従う「十月五日」の論拠を補充しておきたい。南宋の淳熙元年刊『昌黎先生集』⁽¹⁾卷三十二に収める韓愈の「柳子厚墓誌銘」には「十月五日卒」とあり、南宋の魏仲举編『五百家注昌黎文集』⁽²⁾卷三十二にも、「十月五日」没とする。さらにはまた、「十一月八日」没とする東雅堂本『韓昌黎集』においても、卷二十三に収める「祭柳子厚文」の注には「十月五日」没とし、卷三十一に収める「柳州羅池廟碑」の注にも「元和十四年十月、宗元卒」とある。しかも戸崎哲彦「永州・柳子廟に謁して―柳宗元の生日と卒日をめぐる疑義―」⁽³⁾によれば、永州の柳子廟では、解放前、十月五日を柳宗元の命日と見なし、豚や羊の肉の供物をはじめ、数多くの宮灯・扁額がかけられ、盛大に供養されていたという。⁽⁴⁾「十月五日」死亡説は、信憑性がきわめて高いといえよう。⁽⁵⁾

注

- (1) 国立故宮博物院印行の善本叢書「景印宋本 昌黎先生集」による。本書に関しては、同書に収める昌彼得の跋や、阿部隆一「増訂中国訪書志」(汲古書院、一九八三年)に収める「第五篇 故宮博物院藏沈氏研易楼捐贈宋元版本志」を参照。
- (2) 文淵閣四庫全書本。

- (3) 『汲古』第二十一号、一九九二年。
- (4) 戸崎論文によれば、永州では七月十三日を柳宗元の誕生日と見なし、柳子廟で祭りが行われたという。戸崎説によれば、これは柳宗元の神霊が柳州に降臨した日「七月三日」と関連するらしい。
- (5) 戸崎論文にもいう、「柳先生年譜」の著者文安礼は「年譜を作成した当時、柳州軍州事として柳州にあった（「年譜後序」）。すると、もつとも判断材料に恵まれていたのは文安礼であり、その彼がその年譜作成にあたって採用している十月五日説はもつとも信頼性が高い」と。

○梁 肅（字寬中）——新疑年録(4)

〔参 考〕

小野四平「唐代古文の源流——開元・天宝期を中心に」⁽¹⁾は、梁肅の生没年を「玄宗天宝三載甲申（七四四）生——徳宗貞元九年癸巳（七九三）没、享年五十歳」とする新説を出した。この新説は、崔元翰「梁君墓誌」などによる拙稿の説（七五三生―七九三没、享年四十一歳、以下、通説と略称）と較べて、生年を九年もくりあげ、享年を九歳増したものである（没年は同じ）。その論拠は、ほぼ次のごとくになる（要約）。

① 梁肅の「過旧園賦」序に、「余行年十八、歳当上元辛丑」とある。上元二年辛丑（七六一）に十八歳であるとするれば、その生年は逆算して天宝三載（七四四）となる。これは、通説の天宝十二載（七五三）生まれとは異なり、神田喜一郎「梁肅年譜」には、「行年十八」の文字を誤りとする。しかし同じ賦序の「二十年に垂なんとす」（訓詁はみな小野論文より引く）が十九年間を指して、きわめて正確であることからすれば、「行年十八」の部分のみをとりあ

げて、ここだけを否定してしまうのは無理であろう。というのは、梁肅にとって「十八歳」は、李華や独孤及によってその文才を初めて認められた年齢であり、容易に忘れたいという特殊な事情もある。むしろ賦中の「昔予生之三歳、值劬虜之衝奔、…」とある第一句は、「昔予生十三歳」の誤写であった可能性が高い。天宝三載に生まれた梁肅が十三歳になったのは、天宝十五載のことである。当時はまさに安史の乱のさなかであった。

② 通説によれば、梁肅が十八歳であったのは、大暦五年(七七〇)である。しかし当時、李華はすでに死んでおり(大暦二年ごろ没)、その文才を認めることは不可能である。

③ 梁肅「常州刺史独孤及集後序」(「全唐文」巻五一八)に、「初^マめて(独孤)公の肅を視るや、友を以てせり。肅の公を仰ぐや、猶お師のごとくせり」(原文「初公視肅以友、肅仰公猶師」とある。最初^マに面会したときに、十八歳の梁肅を、四十六歳の独孤及が「友」として遇したことになり(大暦五年当時→通説)、これはやはり不自然である。他方、天宝三載生まれの新説ならば、十八歳の梁肅を、三十七歳の独孤及が「友」として遇したことになる(上元二年当時)。この場合、年齢差も二十八歳から十九歳へと縮小し、それほど不自然ではない。当時李華は、もちろん健在であった。したがって崔元翰の「梁君墓誌」の享年「四十有一」は、明らかに誤記であり、五十歳が正しい。

この小野説は、明らかに誤りであろう。というのは、「過旧園賦」序の「余、行年十八、歳は上元辛丑に当る」(以下の訓読も小野論文より引く)が仮りに正しいとするならば、この句に続く文に、

盜、洛陽に入り、三河の間、大いに塗炭せり。因りて身を竄^{かく}して東に下り、呉越に旅す。阨難の中に転徙する者、二十年に垂なんとす。上(徳宗)、位を嗣ぐの歳(建中元年(七八〇))、詔に応じて京師に詣り、其の年の夏、東宮校書郎に除せらる。

とある以上、梁肅は十八歳のときに始めて戦乱を避けて江南の地（呉越）に赴いたことになるからである。しかし李華たちが十八歳の梁肅の文才を認めたことを記す崔元翰の「梁君墓誌」のなかには、じつはこのことを記す箇所の前に、「君の江南に寓するや、十六にして先府君歿せり」（原文「君之寓于江南、十六而先府君歿」という。つまり梁肅は十六歳のとき、すでに江南に寓居⁽³⁾しており、その仮寓先で父親をなくしたわけである。これはまた、梁肅の「述初賦」序（『全唐文』巻五一七、『文苑英華』巻九八）の「予、幼にして漂流し、遂に江海の上りに寓す」云々という述懐と照応し、「過旧園賦」序にいう十八歳避難説と明らかに矛盾する。ちなみに「盜洛陽に入り」云々は、安史の乱が続く上元二年辛丑の春、反乱軍の占拠する洛陽を奪回しようとする官軍の計略が失敗し、「洛陽の四面數百里、州・県は皆な丘墟と為る」（『資治通鑑』巻二二二）状況を指している。

李華は大暦二年の終りごろに没したともいうが、その没年は大暦九年ごろであり、梁肅の文才を認めた大暦五年（通説）当時、李華は生存しており、少しも問題はない。

最後に残る論拠は、独孤及が年下の梁肅を「友」として遇する場合、二十八歳の差があれば「やはり不自然」、十九歳の差であれば「それほど不自然でない」とする③のみである。これも見方を変えれば、二十八歳年下の梁肅を特別視して「友」として遇したことは、梁肅の文才をきわめて高く評価したことを端的に物語るものであろう。梁肅の生年を引きあげる確証には、とうていなりえない。そもそも崔元翰の「梁君墓誌」の享年「四十有一」が享年「五十」に誤ることなど、特殊な事情が存在しないかぎり、ほとんど考えがたいのである。

要するに、十六歳のとき、すでに江南に寓居していたとする崔元翰の「梁君墓誌」こそ、「余行年十八」の誤りを明示する確証といえよう。小野説には従いがたい。ちなみにこの見方は、小野四平「梁肅から柳宗元へ―唐代古文の源流―補説―」⁽⁵⁾の中にも、くり返して述べられている。

- (1) 本稿の李華の条の注(8)参照。
- (2) 大曆十四年(七七九)が正しいことは、蔣寅「梁肅年譜」(同『大曆詩人研究』下編(中華書局、一九九五年)所収)参照。この点は、神田喜一郎の「梁肅年譜」も誤る。
- (3) 神田喜一郎「梁肅年譜」上元二年辛丑(七六一)、九歳の条に、「公の一家、戦乱を避けて江南の地に赴き、いまの蘇州・常州の間を流浪す。これより江南にあること約二十年に及ぶ」とある。蔣寅の「梁肅年譜」上元二年(七六一)、九歳の条にも、「公挙家避戦乱輾転南下、遷徙江東蘇州一带」とある。
- (4) 拙稿の「唐代作家新疑年録」(4)(弘前大学人文学部『文経論叢』第二十六卷第三号、一九九一年所収)の李華の条や、楊承祖「李華繫年考証」(『東海学報』三十三卷、一九九二年所収。七一七生?—七七四没?)(大曆九年か、その少し前没?)、謝力「李華生平考略」(『唐代文学研究』広西師範大学出版社、一九九〇年所収。大曆九年四〜五月ごろ没)参照。
- (5) 『集刊東洋学』第六十六号(一九九一年)所収。本稿の李華の条の注(10)の単行本には、第一章のIIIとして収められる。

○令狐楚(字穀士)―新疑年録(6)

〔参考〕

姜劍云「令狐楚生卒与里籍考」⁽¹⁾の「一、生卒問題」の条も、筆者と同じ「七六六生―八三七没」(享年七十二歳)とする。その論拠と考証は、拙稿の範囲を出ない。姜論文で特に問題なのは、『唐才子伝校箋』巻五、令狐楚の条(呉汝煜・胡可先執筆)の中に、すでに同じ論拠をあげているのに、全くそれに言及していないことである。唐代の伝記研

究者が労作『唐才子伝校箋』を閲読しないことは、まことに不可解である。もし閲覽しているならば、それに触れないのは、やはり礼を失しよう。生卒問題に関するかぎり、姜論文には新しい知見がない。

注

- (1) 『文学遺産』一九九六年第四期所収。

○盧 綸 (字允言) — 新疑年録(7)

〔補考〕

『唐才子伝校箋』第五冊(補正)、盧綸の条(陶敏執筆)には、韋応物の「張彭州、前与縑氏馮少府、各惠寄一篇。多故未答、張已云没。因追哀叙事、兼遠簡馮生」詩について、こういう(要旨)、

張彭州とは興元元年(七八四)十二月、彭州刺史となった張旣を指し(『冊府元龜』卷一三九)、その没年はきつと貞元元年(七八五)であろう。詩中の「秋風吹寢門」の句によれば、貞元元年の秋に作られたはずだ、と。

韋応物詩の「張彭州」については、郁賢皓『唐刺史考』(五)、卷二二四、劍南道彭州の条にも、すでに興元元年十二月に彭州刺史となった張旣のことであろうと推測する。この陶敏説によれば、盧綸の天寶七載生年説がよりいっそう穩当となる。

盧綸は「臥病、寓居竜興觀、枉馮十七著作書、知罷授洛陽、赴緜氏。因題十四韻、寄馮生、並贈喬尊師」詩の中で、自らを「潘岳衰將至」と称する。貞元元年の秋の作と推定される韋応物詩には、「馮生遠同恨、憔悴在田廬」とあって、馮著はすでに緜氏県尉をやめて閑居していた。したがってその緜氏県尉就任は、その時点より少くともその任期(三年前後)分早いはずである。とすれば、盧綸詩の作成年代は、遅くとも建中二年(七八一)ごろ以前となる。当時、天寶七載(七四八)生年説では、盧綸の年齢は三十三歳以前となる。他方、開元二十五年(七三七)〜同二十七年(七三九)の三説では、四十二〜四十四歳以前となり、潘岳の有名な典故「秋興賦」序の「余春秋三十有二、始見二毛」と大きくくいちがうことになる。つまり、陶敏説を参照すれば、拙稿で述べた傅璇琮の煩雑な論説よりも、より明快に天寶七載生年説の妥当さを論証できることになる。

〔補遺〕

戴偉華「読唐詩札記二則」⁽²⁾の「一、盧綸晩期在河中及卒年考弁」には、盧綸は貞元十三年(七九七)、戸部郎中に超^ぼ拜され、ほぼ貞元十九〜二十年(八〇三〜四)ごろ、太子賓客で没したとする。このうち、貞元十三年の件に関しては、すでにその誤りが指摘されているので、ここでは触れない。

盧綸の没年を延ばした理由については、以下のごとくである(要約)。

『唐会要』卷七十九、諡法上、「恭」の条に、「太子賓客盧綸」とある。唐代、職事官は三品以上、散官は二品以上の者に対してだけ、諡号を与えられた。もし五品官の戸部郎中で没したならば、諡号をもつはずはない。太子賓客は通常、追贈官としては用いられず、盧綸の追贈官は兵部尚書である(『金石録』卷十)。つまり『唐会要』は、太子賓客の上に「故」の字を脱しているのだ。盧綸は三品官の太子賓客で確かに没したからには、五品官からこの高官に昇進するには数年間かかる。

この戴説は誤りであろう。盧綸の最終官が戸部郎中であることは、拙稿（新疑年録(7)⁴の二二七頁）で述べたごとく、動かしがたい。また太子賓客・兵部尚書に関しては、『唐才子伝校箋』第五冊（補正）、盧綸の条（陳尚君執筆）にも指摘されるごとく、いずれも盧綸の子孫が貴顕⁵になって後の追贈官であり、「恭」も後に追諡されたものと考えるべきであろう。なお「太子賓客」の上には、故ではなく贈の一字が脱していると考えられる。このことは、盧綸を除く諸人が「贈」字で始まっていることによっても推測できよう。

注

- (1) 劉初棠「盧綸簡譜」（同『盧綸詩集校注』所収）には、大曆十三年（七七八）の条にかける。
- (2) 『文学遺産』一九九〇年第一期所収。
- (3) 蔣寅『大曆詩人研究』下編の第十二章の「三、盧綸離河中输入朝之経過」参照。
- (4) 『文経論叢』第二十九卷三号所収。
- (5) 劉初棠『盧綸詩集校注』の附録二の伝記資料（五七六～五八〇頁）参照。